

視野診断計関連機器等に関する利用規程

令和6年3月22日 制定
一般社団法人岡山県トラック協会

(目的)

第1条 この規程は、視野診断計による検査システムによる視野範囲の診断を検査するため、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）の保有する視野診断計関連機器等の利用及び貸し出しに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用及び貸し出し)

第2条 会員事業者は、協会の支部に設置する視野診断計関連機器等を利用し、又は、視野診断計関連機器等の貸し出しを受け、自社の運転者等の視野を検査し診断することができる。

2 会員事業者は、視野診断計関連機器等の利用、又は貸し出しを受ける場合には、本規程を遵守するものとする。

(支部に設置する視野診断計関連機器等の利用方法)

第3条 会員事業者は、協会の支部に設置する視野診断計関連機器等により検査する場合には、前日までに、当該支部あて電話等により申し込むこととする。

2 視野診断計関連機器等を用い各支部内で検査する場合は、各支部の業務時間内の可能な場合とする。ただし、岡山支部については、貸し出しのみの対応とする。

(視野診断計関連機器等の貸し出し)

第4条 会員事業者は、協会の支部に配備する視野診断計関連機器等の貸し出しを受け、自社で検査する場合には、事前に、当該支部へ電話等により空き状況を確認し、貸し出し期間等を調整をしたうえで、様式1により当該支部あてFAX又はメールにより申し込むこととする。

2 会員事業者が視野診断計関連機器等の貸し出しを受ける場合の1回当たりの最長期間は原則1週間（7日間）とし、会員事業者の責任において、支部の担当者から受け取り、使用後は速やかに借り受けた支部に返納することとする。

(利用料金)

第5条 会員事業者が各支部に設置する視野診断計関連機器等を利用して検査する場合は無償とする。

また、会員事業者が貸し出しを受けて検査する場合も無償とする。

(利用等に当たっての遵守事項)

第6条 会員事業者は、視野診断計関連機器等の利用及び貸し出しに関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員事業者以外の者に利用させてはならない。
- (2) 善良な管理者の注意をもって利用し、改造及び変造等を行ってはならない。
- (3) 個人情報については、会員事業者において適切に管理しなければならない。

(損害賠償)

第7条 会員事業者の重大な過失により、視野診断計関連機器等が損傷した場合には、協会は会員事業者に損害賠償を請求することができる。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。